



## 令和3年度採用 機能訓練職員募集案内 (正職員)

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

### 1 募集職種・採用予定者数等

- (1) 職種及び人員 理学療法士又は作業療法士
- (2) 採用予定者数 1名(令和3年4月1日採用)  
※国家試験に不合格の場合は採用しません。
- (3) 勤務先 当法人が経営する中部地区又は西部地区の高齢者施設の何れかの施設。

#### 【中部地区】

湯梨浜はごろも苑(特別養護老人ホーム) / 東伯郡湯梨浜町上浅津  
母来寮(養護老人ホーム) / 東伯郡湯梨浜町上浅津

#### 【西部地区】

皆生みどり苑(特別養護老人ホーム) / 米子市皆生新田  
※通勤可能範囲で異動する場合があります。

- (4) 職務の内容 施設利用者の身体機能維持回復、ADL訓練、補装具の管理、個別機能訓練計画の作成等

### 2 受験資格

- (1) 理学療法士又は作業療法士国家資格を有する人(取得見込可)
- (2) 普通自動車運転免許を有する人
- (3) 採用日において、59歳以下の人。

### 3 申込み方法等

- (1) 提出書類  
履歴書及び理学療法士又は作業療法士免許証の写しを下記宛てに提出してください。  
なお、新卒者の場合は、成績証明書、卒業証明書及び国家試験の受験を証するものを提出してください。  
(提出先) 〒689-0201 鳥取市伏野2259-43  
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 電話 0857-59-6033
- (2) 受付期間 随時

### 4 試験方法、日時及び会場

- (1) 日時 別途調整します。
- (2) 会場 //
- (3) 試験内容 作文、適性検査及び面接

- 5 合格発表 採用試験後1週間程度で通知を郵送します。

### 6 給与等

- (1) 給与 社会福祉法人鳥取県厚生事業団職員給与・退職手当規程により支給します。

初任給 210,200円～281,400円（職務手当含む）  
 採用時45歳以上の場合 初任給250,000円（職務手当含む）昇給無し  
 ※その他、採用日から6年以内の期間については、経験年数に応じて、初任給調整手当を支給（上限22,500円）。

※初任給は、業務経験年数により決定します。

- (2) 賞 与・・・年間4.20月（令和2年度実績）  
 ただし、採用時の年齢が45歳を超える場合は年間3.0月

### 月額給与の目安

（4年生新卒者の場合）

経験年数等	基本給	職務手当	計
初年度	175,200	35,000	210,200

（中途採用者の場合）

経験年数等	基本給	職務手当	計
5年	193,800	35,000	228,800
10年	211,400	35,000	246,400
15年	226,200	35,000	261,200
採用時45歳以上	215,000	35,000	250,000

※別途、条件に応じ初任給調整手当、通勤手当、扶養手当、住居手当の支給あり

## 7 勤務時間（週40時間勤務）

8：30～17：15（月曜日から金曜日までの1日8時間）

公休日 土・日・祝日及び年末年始122日（令和2年度）

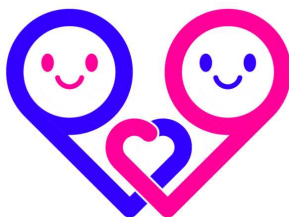
## 8 福利厚生

（休暇等）

年次有給休暇 年20日（最大40日）  
 特別休暇（有給） リフレッシュ休暇、結婚休暇、配偶者出産休暇、忌引き他  
 病気休暇（有給） 最長90日間  
 育児休業 子どもが3歳になるまで  
 介護休暇 最長6か月間

（各種制度の加入）

退職金あり 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度に加入  
 社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険  
 年金共済 全国社会福祉事業団協議会年金共済制度に加入  
 （採用時の年齢が40歳未満の場合、厚生年金とは別に支給）  
 職員互助会 鳥取県公社・事業団等職員互助会に加入  
 （各種給付金支給、資金貸付制度等）



鳥取県男女共同参画推進企業

担当  
 鳥取県厚生事業団 山根  
 電話 0857-59-6033